

～消費者注意情報～

外国の事業者から英文のメールが届いた！
～心当たりのないメールは削除しましょう！～

(平成27年12月18日)

相談事例

パソコンのアドレスあてに英文でメールが届いた。「payment」「invoice」などと記載されており、何かの代金の請求のようだ。

発信者は、アメリカの事業者のようであるが、まったく心当たりがない。また、メールには請求書と思われるファイルも添付されている。どうすればよいか。

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 英文のメールに関する相談が増加中！**

パソコンやスマートフォンなどのアドレスあてに件名・本文ともに英文で代金を請求する内容のメールが届いた、という相談が寄せられています。

請求されている代金は相談事例によって異なり、「支払いが遅れた場合には遅延利息がつく」「裁判所に提訴される」などの内容が英語で記載されているようです。さらに、内容不明のファイルが添付されている場合もあるようです。

★ 心当たりのない請求メールは無視、信用できない添付ファイルは削除を！

こうしたメールは、不特定多数の人に一齐に送信されているもので、その内容は根拠のないものです。メールが来た段階では、相手は送信先のメールアドレスが誰のものか個人を特定することはできていません。心当たりがない不審なメールは、無視して削除するのが一番です。

また、メールに添付されてきたファイルにウィルスが組み込まれている可能性もあります。添付ファイルは安易に開かず、不審なファイルは削除しましょう。

★ 少しでも疑問、不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談を！**★ 下記HPで架空請求に関する手口・対処方法をわかりやすく解説していますのでご覧ください。**

HP「東京くらしWEB」⇒「架空請求対策(STOP！架空請求！)」

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/>

※ セキュリティ対策を万全に！日頃からの備えが大切です。

ウィルス対策ソフトの導入など、IT機器のセキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページも参考にしてください。[\(http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/\)](http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/)

東京都消費生活総合センター
03-3235-2400(架空請求110番)

<架空請求メール・架空請求サイトに関する情報をお寄せください>

東京都では、都民の皆様から「架空請求メール」及び「架空請求サイト」の通報(情報提供)を受け付けています。

パソコンや携帯電話に送信された架空請求メールや架空請求サイトがありましたら、以下の通報窓口にて通報(情報提供)をお願いいたします。<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>